

# 都市計画施設区域内の建築物の許可について

計画的なまちづくりを進めるために、将来都市施設（道路、公園等）となる区域を都市計画決定しています。その区域内には、なるべく建築物を建築しないようお願いしておりますが、土地の形状等からやむを得ない場合は、許可を受けることにより建築物を建築することができます。  
（根拠：都市計画法第53条、第54条）

## (1) 都市計画法第54条の規定により建築することができる建築物

次の全てに該当する建築物

- 1 2階以下で地下がないこと。
- 2 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
- 3 容易に除去又は移転できること。

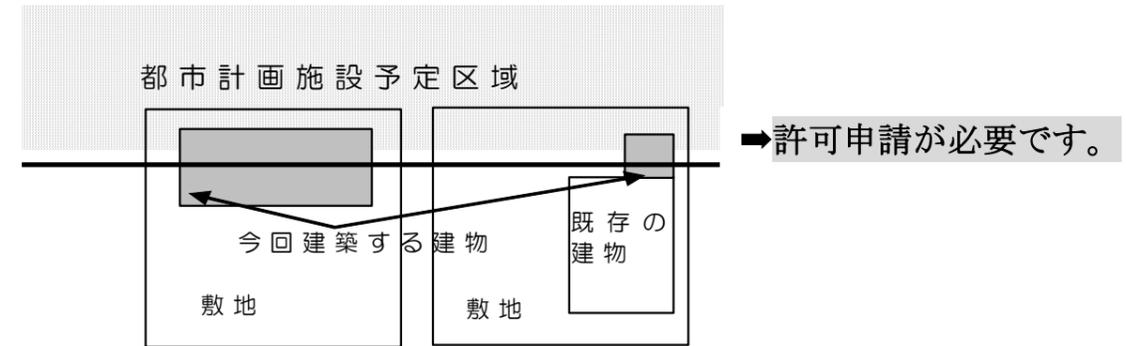
## (2) 建築許可基準の緩和により建築することができる建築物

継続候補路線	検討対象路線	廃止候補路線
整備優先度の高い区間に該当しない区間		現道に合わせ縮小する路線
原則：階数が2以下 （地階を有しないこと） 特例：階数が3以下 （地階を有しないこと） ※ 構造上の制限あり	原則：階数が2以下 （地階を有しないこと） 特例：階数が3以下 （地階を有しないこと） ※ 構造上の制限あり	制限なし （構造上の制限もなし）

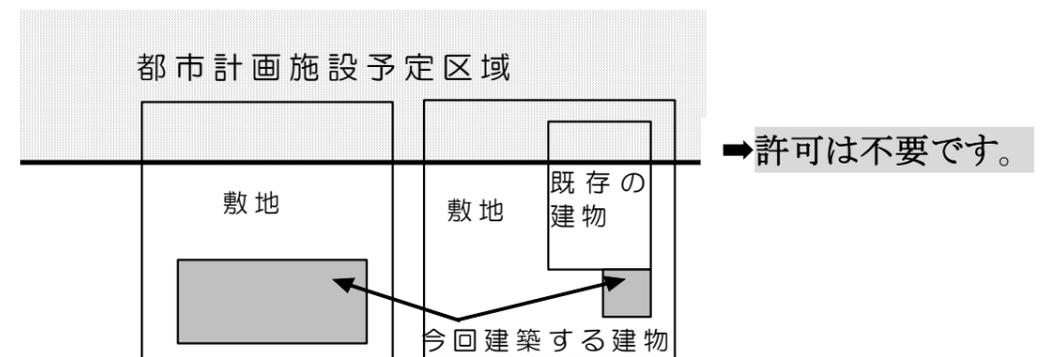
◎対象路線等の詳細については、まちづくり政策課にご相談下さい。

◎申請地が市街化調整区域の場合、他の要件がありますのでご相談下さい。

## ★建築する建物が予定区域にかかる場合



## ★敷地のみが予定区域にかかる場合



## ★許可を受けるための手続きについて

許可を受けるために必要な書類（提出部数は2部）

- 1 許可申請書
- 2 位置図(道路・目標となる地形地物により申請地を明確にできる図面、又は住宅地図)
- 3 配置図(建物と敷地の位置関係を示す図面、縮尺 1/500 以上)
- 4 平面図(建物の間取り等を示す図面)
- 5 断面図(建物の断面を示す図面、2面以上、縮尺 1/200 以上)

◎届出部数は2部になっております。

◎申請書を提出してから、許可がおおりるまで約1週間かかります。

## 許 可 申 請 書

年 月 日

(あて先) 山 形 市 長

申請者

住 所: 山形市旅籠町二丁目3番25号

氏 名: 山 形 太 郎

建物の所有者が申請者  
となります

都市計画法第53条第1項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

1 都市計画施設名: 3・2・5 旅籠町八日町線

2 建築物の住居表示及び敷地の地番

住居表示: 山形市旅籠町二丁目3番25号

地 番: 山形市旅籠町二丁目1045-1

3 建築物の構造: 鉄骨造2階建

主要構造部の構造及び  
階数を明記すること

4 新築、増築、改築又は移転の別: 新 築

5 敷地面積、建築面積及び延べ面積

敷 地 面 積 568.2㎡

建 築 面 積 123.5㎡

延 べ 面 積 145.2㎡

連 絡 先

許可書を取りにくる方・業者の連絡先  
を記入すること

備考:

申請者が法人である場合、その法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。